津市広葉樹植栽奨励補助金交付要綱

平成１８年１月１日訓第５２号

改正　平成２４年３月３１日訓第１０号

　（趣旨）

第１条　この要綱は、本市の山林への広葉樹の植栽を奨励することにより、本市における森林の保全、水源のかん養、防災その他自然環境の保護に資するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

　（補助金の目的等）

第２条　補助金の名称、目的、交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の額、交付限度額及び交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

　（交付の申請）

第３条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、広葉樹植栽奨励補助金交付申請書（第１号様式又は第２号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

　（交付の決定）

第４条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、別に定める補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第５条　申請者は、規則第13条の規定により補助金等交付確定通知書（規則第５号様式）の交付を受けたときは、広葉樹植栽奨励補助金請求書（第３号様式）を市長に提出して、補助金の交付を請求するものとする。

　（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この訓は、平成18年１月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この訓の規定は、平成18年４月１日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお合併前の一志町広葉樹植栽奨励補助金交付要綱（平成９年一志町告示第２号）又は美杉村広葉樹植栽奨励補助金交付要綱（平成８年美杉村要綱第３号）の例による。

　　　附　則

１　この訓は、平成２４年４月１日から施行する。

２　改正後の津市広葉樹植栽奨励補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後に行う事業について適用し、同日前に行う事業に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第２条関係）

3

津市№1362.doc

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | | 補助金の交付目的 | 補助事業 | 補助金の額 | 交付限度額 | 交付対象者 |
| 広葉樹植栽奨励補助金 | 広葉樹植栽補助金 | 本市における森林の保全、水源のかん養、防災その他自然環境の保護に資する。 | 造林者の行う次に掲げる本市の区域内の山林への広葉樹の植栽事業（広葉樹を植栽した１団地の面積が５アール以上のものに限る。）  (１)　クヌギの植栽事業（10アールにつき植栽本数200本以上のものに限る。）  (２)　ケヤキの植栽事業（10アールにつき植栽本数15本以上のものに限る。）  (３)　その他の広葉樹の植栽事業（市長が別に定める植栽本数以上のものに限る。） | 総事業費（補助事業の実施面積10アールにつき56,000円を限度とする。） | １造林者につき年額  560,000円 | 造林者 |
| 保育事業補助金 | 上記広葉樹の植栽事業により植栽された広葉樹に係る造林者による下刈り、補植等の保育事業（当該植栽が行われた年度の翌年度から２年の間に実施されたものに限る。） | 総事業費（補助事業の1年度当たりの実施面積10アールにつき24,500円を限度とする。） | １造林者につき年額  245,000円 |